

青森県報

第三千五百二十七号

平成二十四年
四月十六日
(月曜日)

目次

告 示

狩猟免許試験の施行	(自然保護課)	一
適性試験及び講習の実施	(同)	二
道路の区域の変更	(道路課)	四
道路の供用の開始	(同)	五
豪雪地帯対策特別措置法による市道に関する工事の完了	(同)	五
過疎地域自立促進特別措置法による村道に関する工事の完了	(同)	五
建設業者の許可の取消し	(中南部地域局)	五
右 同	(同)	六
出先機関	(同上)	六
土地改良事業の工事の完了	(上北地域局)	六
教育委員会	(同上)	六
県文化財の指定	(文化課)	六
公安委員会	(同上)	六
警備員等の検定の実施	(生活安全課)	七

告 示

示

青森県告示第三百二十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四十一条の規定により次のとおり平成二十四年度狩猟免許試験を施行するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第五十一条第二項の規定により公示する。

平成二十四年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

試験の期日	試験の場所	備考
平成二十四年七月二十二日	青森市大字荒川字藤戸一―九の七 青森県総合社会教育センター第五研修室ほか	
平成二十四年九月四日	青森市長島一丁目の一 青森県庁舎西棟八階中会議室ほか	

二 試験科目、試験課題、試験時間等

試験科目	試験課題	試験時間	受付時間
知識試験	網猟免許、わな猟免許、第一種銃許、第二種銃許に関する法令、鳥獣に関する知識	午前九時十分から午前十一時十分まで	午前九時十分から午前十一時十分まで
適性試験	視力、聴力、運動能力	午前九時十分から午前十一時十分まで	午前九時十分から午前十一時十分まで
技能試験	銃器以外の用具を使用して網を張り、網をくくり、網を及ぼすこと。	午後一時十分から午後三時十分まで	午後一時十分から午後三時十分まで

第一種銃 猟免許	<ol style="list-style-type: none"> 1 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。2から4までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行つこと、模造銃に模造弾を装てんし、射撃姿勢をとつた後模造弾の脱包を行つこと。 3 二人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受け渡しを模造銃を用いて行つこと。 4 休憩の際に必要な銃器の操作を模造銃を用いて行つこと。 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装てんの操作を行つた後射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行つこと。 7 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行つこと。 	<p>こわなのうち一つを架設すること。</p> <p>3 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行つこと。</p> <p>まで</p>
第二種銃 猟免許	<ol style="list-style-type: none"> 1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装てんの操作を行つた後射撃姿勢をとること。 2 距離の目測を行つこと。 3 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行つこと。 	

三 受験できない者

- 1 県外に住所を有する者
- 2 試験当日二十歳に満たない者
- 3 統合失調症、そううつ病、てんかんその他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病氣にかかっている者
- 4 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 5 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力がなく、又は著しく低い者
- 6 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けること

がなくなつた日から三年を経過しない者

7 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、狩猟免許を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

四 受験の申請手続等

狩猟免許試験を受けようとする者は、平成二十四年七月二十二日に受験するものあつては、平成二十四年六月十二日から同年七月十二日まで、平成二十四年九月四日に受験するものあつては、平成二十四年七月二十四日から同年八月二十四日まで、狩猟免許申請書（各地域県民局地域農林水産部において交付する。）に必要な事項を記載し、次に掲げる書類を添付して申請者の住所地を所管する地域県民局地域農林水産部に提出すること。

- 1 狩猟免許申請手数料として次に掲げる金額に相当する額の青森県収入証紙
 - (一) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十九条第一号該当者（異種免許を受けようとする者） 三千九百円
 - (二) その他の者（初心者） 五千二百円
- 2 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真） 一枚
- 3 返信用封筒（申請者の住所及び氏名を記載し、郵便切手（八十円）をちよう付したもの） 一通
- 4 申請者が第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る銃器の所持の許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の写し 一通
- 5 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、その者が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当しない旨の医師の診断書 一通

五 その他

詳細については、最寄りの地域県民局地域農林水産部又は青森県環境生活部自然保護課（電話〇一七 七三四 九二五七番）に問い合わせること。

青森県告示第三百四十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第五十一条第二項及び第四項の規定により次のとおり平成二十四年度における適性試験及び講

習を実施するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第五十九条第二項において読み替えて準用する同令第五十一条第二項の規定により公示する。

平成二十四年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 適性試験及び講習の期日、場所等

管轄課名又は所管地域県民局名	期 日	場 所	備 考
自然保護課	平成二十四年九月十二日	青森市長島一丁目の一 青森県庁舎西棟八階中会議室	
東青地域県民局	平成二十四年七月十八日	青森市大字荒川字藤戸一―九の七 青森県総合社会教育センター	
中南地域県民局	平成二十四年七月二十日	南津軽郡大鰐町大字蔵館字川原田三七の六 大鰐町総合福祉センター	
	平成二十四年七月二十四日	弘前市大字賀田一丁目一八の三 弘前市立中央公民館岩木館	
	平成二十四年七月二十七日	弘前市大字賀田一丁目一八の三 弘前市立中央公民館岩木館	
	平成二十四年八月七日	黒石市ぐみの木三丁目六五 スボカルイン黒石	
三八地域県民局	平成二十四年七月二十六日	三戸郡三戸町大字川守田字関根四の九 ジョイワーク三戸	
	平成二十四年七月二十七日	三戸郡田子町大字田子字柏木田一六 田子町中央公民館	
	平成二十四年八月一日	八戸市大字尻内町字毛合清水二九 八戸市農業経営振興センター	
三八地域県民局	平成二十四年八月二日	八戸市大字尻内町字毛合清水二九 八戸市農業経営振興センター	
	平成二十四年八月三日	八戸市大字尻内町字毛合清水二九 八戸市農業経営振興センター	

区 分	科 目	時 間	受 付 時 間
西北地域県民局	平成二十四年八月二十四日	三戸郡五戸町字下毛沢向八の二 五戸町立公民館	
	平成二十四年七月十九日	五所川原市字栄町一〇 五所川原合同庁舎	
上北地域県民局	平成二十四年七月二十日	つがる市木造若緑五二 つがる市生涯学習交流センター	
	平成二十四年七月十日	十和田市西十二番町二〇の二二 十和田合同庁舎	
	平成二十四年七月十一日	十和田市西十二番町二〇の二二 十和田合同庁舎	
	平成二十四年七月十三日	十和田市西十二番町二〇の二二 十和田合同庁舎	
下北地域県民局	平成二十四年七月十九日	三沢市桜町一丁目六の三五 三沢市公会堂	
	平成二十四年七月二十七日	むつ市金谷一丁目一〇の一 下北文化会館	

二 適性試験及び講習の科目、時間等

講 習	適性試験	区 分	科 目	時 間	受 付 時 間
1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令	3 2 1 聴視能力	3 2 1	鳥獣の判別 猟具の取扱い	午前九時三十分から 午前十一時まで	午前九時から 午前九時二十分まで
2 鳥獣の判別	1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令			午前十一時から午後三時まで (ただし、正午から午後一時までは休憩)	

三 適性試験及び講習の対象者

平成二十四年四月十六日から平成二十五年四月十五日までに狩猟免許の有効期間が満了する者であって、現に県内に住所を有し、これらの狩猟免許を有するものとする。

ただし、次に掲げる者を除く。

1 統合失調症、そうつ病、てんかんその他自己の行為の是非を判別し、又はそ

2	1	図面 番号	道路 種類	路線 名	変 更 の 区 間			変更 別の	敷地 の幅員	敷地 の延長	備考	
県 道	県 道			久渡寺新寺 町線	持子沢鶴田 線	北津軽郡鶴田町大字横泡字森口一六の一から 北津軽郡鶴田町大字横泡字森口二八まで			前 一〇・六〇メートルから 後 一〇・八〇メートルまで	前 一〇・六〇メートルから 後 一〇・八〇メートルまで	五六・〇〇メートル	
弘前市大字小沢字広野一四七の三三から 弘前市大字小沢字大開三九の三まで	弘前市大字小沢字森口一六の一から 北津軽郡鶴田町大字横泡字森口二八まで	後 三〇・五〇メートルから 前 三〇・九〇メートルまで	後 一〇・六〇メートルから 前 一〇・八〇メートルまで	後 一〇・六〇メートルから 前 一〇・八〇メートルまで	後 一〇・六〇メートルから 前 一〇・八〇メートルまで	五六・〇〇メートル	五六・〇〇メートル	一九五・四〇メートル				

の判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

2 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

3 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者

四 免許更新申請書の提出期限及び提出先

適性試験及び講習の実施日の十四日前までに、狩猟免許有効期間更新申請書（各地域県民局地域農林水産部において交付する。）に必要な事項を記載し、次に掲げる書類を添付して申請者の住所地を所管する地域県民局地域農林水産部に提出すること。

1 狩猟免許更新申請手数料として次に掲げる金額に相当する額の青森県収入証紙 二千八百円

2 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真） 一枚

3 申請者が第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る銃器の所持の許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の写し 一通

4 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、その者が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条第一号から第四号までに該当しない旨の医師の診

断書

5 更新しようとする狩猟免許

五 その他

詳細については、最寄りの地域県民局地域農林水産部又は青森県環境生活部自然保護課（電話〇一七 七三四 九二五七番）に問い合わせること。

青森県告示第百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年五月十五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

3	県道	石無坂鹿田線	三戸郡新郷村大字戸来字鹿田山ノ下三二一から 三戸郡新郷村大字戸来字鹿田三五の二まで	後	前	七・五〇メートルから 二七・七五メートルまで	四五・七五メートル 四一・〇〇メートルまで
---	----	--------	--	---	---	---------------------------	--------------------------

青森県告示第百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年五月十五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の日
奥道久渡寺新寺町線	弘前市大字小沢字広野一四七の三二一から 弘前市大字小沢字大開三九の三まで	平成 四・ 四・ 一六
奥道石無坂鹿田線	三戸郡新郷村大字戸来字鹿田山ノ下三二一から 三戸郡新郷村大字戸来字鹿田三五の二まで	"

青森県告示第百四十三号

豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第十四条第一項の規定により行った次の市道に関する工事が完了したので、豪雪地帯対策特別措置法施行令（昭和四十六年政令第三百六十七号）第一条第一項後段の規定により告示する。

平成二十四年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	工 事 区 間	工 事 の 種 類	工 事 の 完 了 の 日
小和森尾崎線	平川市尾崎木戸口一八六の四〇から 平川市尾崎木戸口一八六の八〇まで	改築（道路改良）	平成 四・ 三・ 二六

青森県告示第百四十四号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定により行った次の村道に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）第七条第二項後段の規定により告示する。

平成二十四年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	工 事 区 間	工 事 の 種 類	工 事 の 完 了 の 日
温泉線	三戸郡新郷村大字西越字温泉沢三五の二から 三戸郡新郷村大字西越字温泉沢三五の二まで	改築（道路改良）	平成 四・ 三・ 二六

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 菊池塗装工業
- 二 氏名 菊池 雄治
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字岩賀二丁目三の七
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二〇)第二〇〇三九九号
- 五 取消年月日 平成二十四年三月十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可 塗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十四年一月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 太陽電気
- 二 氏名 村元 幸仁
- 三 主たる営業所の所在地 黒石市大字牡丹平字福民西八二の三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二二)第二〇〇四七四号
- 五 取消年月日 平成二十四年三月十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可 電気工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十四年二月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十四年四月十六日

上北地域県民局長 中 田 哲

地区名	三 沢	県営土地改良事業の名称	農村振興総合整備事業(農道整備)	工事完了年月日	平成二・二・一八
	指久保		かんがい排水事業(農業用排水施設整備)		二四・三・二六
	土場川		地域水田農業支援排水対策特別事業		"
	新 田		被災農地緊急除塩事業		二四・三・二六

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第一号

青森県文化財保護条例(昭和五十年十二月青森県条例第四十六号)第四条第一項の規定により、次の表に掲げるものを県重宝に指定する。

平成二十四年四月十六日

青森県教育委員会

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
県重宝	長者久保遺跡 出土品	二八点	上北郡野辺地町字野辺地一の一三	野辺地町

公安委員会

青森県公安委員会告示第二十四号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号）第二十三条第一項の規定に基づく検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第七条の規定により公示する。

平成二十四年四月十六日

青森県公安委員会委員長 加 福 善 貞

- 一 検定の実施日時及び場所
 - 1 実施日時
 - 平成二十四年七月二十一日（土）午前九時から午後五時までの間
 - 2 場所
 - 青森市大字三内字丸山一九八の四 青森県運転免許センター
- 二 検定を行う警備業務の種類及び級
 - 検定規則第一条第四号に規定する交通誘導警備業務 二級
- 三 検定の定員
 - 三十人（予定）
- 四 受検資格
 - 1 青森県内に住所を有する者
 - 2 青森県外に住所を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員であるもの
- 五 検定の方法及び内容
 - 1 方法

検定は、学科試験及び実技試験とし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

2 内容

(一) 学科試験

- (1) 警備業務に関する基本的な事項
- (2) 法令に関する事。
- (3) 車両等の誘導に関する事。
- (4) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

(二) 実技試験

- (1) 車両等の誘導に関する事。
- (2) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

六 検定申請の手續

1 検定申請の受付期間及び受付時間

- (一) 受付期間
 - 平成二十四年六月四日（月）から同年六月二十二日（金）までの間（土曜日及び日曜日を除く。）
- (二) 受付時間
 - 午前九時から午後五時までの間
- (三) 受付の締切り
 - 検定申請の受付は先着順とし、検定申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 検定申請の受付場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

- (一) 青森県内に住所を有する者は、住所を管轄する警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課
- (二) 青森県外に住所を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員は、当該営業所の所在地を管轄する警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申請方法

六の2の受付場所に検定申請の書類及び検定手数料を持参して申請を行うこと

とし、郵送等による申込みは認めない。

4 検定申請の書類

検定規則別記様式第一号の検定申請書一通に、検定申請者が四の1に該当する者は次に掲げる(一)及び(二)の書面等を、四の2に該当する者は次に掲げる(一)及び(二)の書面等を、それぞれ添付すること。

- (一) 住所地を疎明する書面(住民票の写し、自動車運転免許証の写し等) 一通
- (二) 営業所に属することを疎明する書面 一通
- (三) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 二葉

5 受検手数料

一万四千元の青森県収入証紙により、検定申請書提出時に納入すること。

七 検定受付時間

当日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

- 1 検定申請者には、検定申請書を提出した警察署において受検票を交付する。
 - 2 合格者に対しては、成績証明書を交付する。
 - 3 受検に際しては、受検票、筆記用具を持参すること。
- 九 検定申請に関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全企画課

電話〇一七 七二三 四二一一内線三〇四五

2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭